

写

28消安第1393号
平成28年6月23日

都道府県水産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

養殖ヒラメに寄生した*Kudoa septempunctata*による食中毒の防止対策について

ヒラメに寄生したクドア属粘液胞子虫*Kudoa septempunctata*（以下「クドア」という。）を原因とする食中毒の防止について、今般、平成24～26年度に実施したレギュラトリーサイエンス新技術開発事業「寄生虫（クドア・セプテンpunkタータ）に対するリスク管理に必要な技術開発」において、飼育水の殺菌等の効果的な感染防除策やヒラメを生かしたまま検査する新たな方法などが開発されたこと、平成27年11月に食品安全委員会が食品健康影響評価「ヒラメの*Kudoa septempunctata*」を公表したこと、本年4月に厚生労働省が「*Kudoa septempunctata*の検査法について」（平成28年4月27日付け生食監発0427第3号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長通知）を通知したことを受け、「養殖ヒラメに寄生した*Kudoa septempunctata*による食中毒の防止対策」を別添のとおり取りまとめました。

同対策を参考の上、貴都道府県の生産者等と連携してクドア対策を実施いただきますよう、貴管下関係者へ周知、指導方よろしく申し上げます。